

7. 会員グループ

一般社団法人 東京建築士会会員グループ制度

(昭和 33 年 11 月 14 日理事会決定)

東京建築士会会員グループの制度は、職場内会員相互の親和協力を図り、また本会事務局と会の連絡を密にし、本会の健全な運営と発展の助長に協力することを目的として設けられたもので次の規程による。

1. 同一の職場に 5 名以上の会員のあるところで、本会に職場名、会員名及び幹事名を届出れば、職場連絡の 1 グループとして取扱う。
2. グループは次のことを行う。
 - (イ) 会費の一括徴収
 - (ロ) 会誌刊行物の配布
 - (ハ) 新入会者の勧誘並びに手続きの斡旋
- (二) グループ内会員動静の本会への速報連絡

(ホ) 本会事業の職場内への速報及び業務連絡

(ヘ) その他上記の趣旨に適する事項

3. グループに属する会員は、代表として本会との連絡に当る幹事若干名を選出する。

幹事の任務、選出方法、任期などはそのグループで定める。

4. グループに対する特典報償は次の通りである。

(イ) 会費は毎月分納することができる。

(ロ) 毎月の徴収会費の 10% を手数料として払戻す。

(ハ) 新入会者を獲得すれば入会金の 50% を払戻す。

上記 (ロ) (ハ) によって払戻した手数料の処理は、そのグループに委す。